

飯田市公営住宅等長寿命化計画の改訂について

建設部 地域計画課

1 趣旨

飯田市では平成22年に策定した「飯田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の各種施策を展開してきたが、本年度で計画期間が満了となることから、引き続き公営住宅等の長寿命化のため、計画の改訂を行った。

改訂にあたっては現計画を継承しつつ、公営住宅等についての適正な供給目標や整備の方向性を示した、平成30年に策定した「飯田市住生活基本計画」を踏まえ、また、国が示す「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年8月改定）」に基づき、耐震性に係る安全性の確保を優先事項として、入居者の安全確保を図る。

本計画の対象は、飯田市営住宅等条例に基づき管理する市営住宅（伊那上郷駅上市営住宅を除く）とする（本計画において「公営住宅等」という）。

2 改訂の方針

- (1) 前計画に基づき、取組んできた公営住宅等の点検や計画修繕を引き続き行いつつ、「飯田市住生活基本計画」に即し、公営住宅等の団地の維持管理方針、住宅改善の必要性と可能性に基づく団地・住棟の事業手法について次のような観点から精査を行う。
 - ・社会的特性（需要、効率性、立地の状況）
 - ・物理的特性（耐震性・安全性の確保、福祉対応・居住性向上）
 - ・ライフサイクルコスト比較

なお、計画期間における事業量の配分については、飯田市の財政状況と需要を踏まえて計画的に行う。

- (2) 用途廃止による跡地利用は、地域への定住化を図る分譲地等として活用する。

3 検討の経過等

住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、「飯田市地域自治区の設置等に関する条例第10条第2項第3号の規定に基づき、地域協議会の意見を聞くことが必須となっている。

本計画案について、パブリックコメントを実施するとともに、各地域協議会に諮問し、「異存なし」との答申を得た。

(1) 各地域協議会への意見聴取

令和2年1月10日から令和2年2月28日まで

10地区（羽場、座光寺、松尾、竜丘、山本、伊賀良、鼎、上郷、上村、南信濃）

(2) 市議会

令和元年12月12日 産業建設委員会協議会 素案説明、意見聴取

(3) パブリックコメント

令和2年1月20日から2月20日まで 意見等なし

4 計画書について

飯田市公営住宅等長寿命化計画（改訂）（概要版）（資料No.7－2）

飯田市公営住宅等長寿命化計画（改訂）（資料No.7－3）

以上